

観光地域づくり法人 (DMO) の登録に向けて

1. 中津川市の観光をもっと活性化させたい

- 中津川市が有する自然、歴史、森林文化や食文化などのポテンシャルを最大限に活用するため、それらに関わる事業者、団体、市民や行政などの多様な関係者と連携、協同した取り組みを推進する。
- 中津川市の観光の力を高め、観光関連産業の振興を図るためには、地域が一体となった戦略的な取り組みが必要となることから、「地域の多様な関係者の方々との合意形成を図る仕組み」として、「(仮称) 企画戦略委員会」を設置し、取組を推進したいと考えています。

2. 観光地域づくり法人 (DMO) とは (観光庁「DMO」の形成・確立に係る手引きより)

- 正式名称は「Destination Management Organization」。頭文字を取って DMO と呼ばれている。
- 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

3. 観光地域づくり法人の役割 (観光庁ガイドライン：法人の役割より)

- ① 観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- ② 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略 (プランディング) の策定、K P I の設定・P D C A サイクルの確立
- ③ 地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備に関する地域の取組の推進
- ④ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション

4. 観光地域づくり関係者の役割分担と連携 (観光庁ガイドライン：役割分担と連携より)

- ① 地域DMOにおいては、地域の多様な関係者と連携しつつ、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備に係る調整、多言語表記といったソフト面での受入環境の整備等の着地整備を担うこと。

また、定期的に勉強会や連絡調整会議等の意見交換の場を活用し、年度ごとの事業計画の内容や方向性について事前に情報共有を行い、取組内容の改善や相互の連携の確保を図ることが重要。

- ② 自治体は、社会資本整備や多言語看板の設置等、ハード面での受入環境の整備や条例制定等、法制面の整備を担い、地域の観光地域づくり法人の取組との効果的な連携により、インバウンド等が安心・快適に地域の魅力を満喫できる観光地の整備を進めていくことが求められる。

5. (一社)中津川市観光局がDMO取得を目指す主旨

(目的)「持続可能な観光地づくりを推進するための手段として」

- ① 観光産業の確立
 - ✓ 観光による受益が広く地域にいきわたり、地域全体を活性化
 - ✓ 誘客促進による旅行消費の拡大
- ② 多様な関係者との協同
 - ✓ データに基づく旅行者・事業者目線での体制構築
 - ✓ 情報発信・プロモーションを行う前提となる、意見集約、取組の企画立案、合意形成
- ③ (一社)中津川市観光局の自律的・継続的な活動
 - ✓ 安定的な運営資金の確保

6. 今後のスケジュール

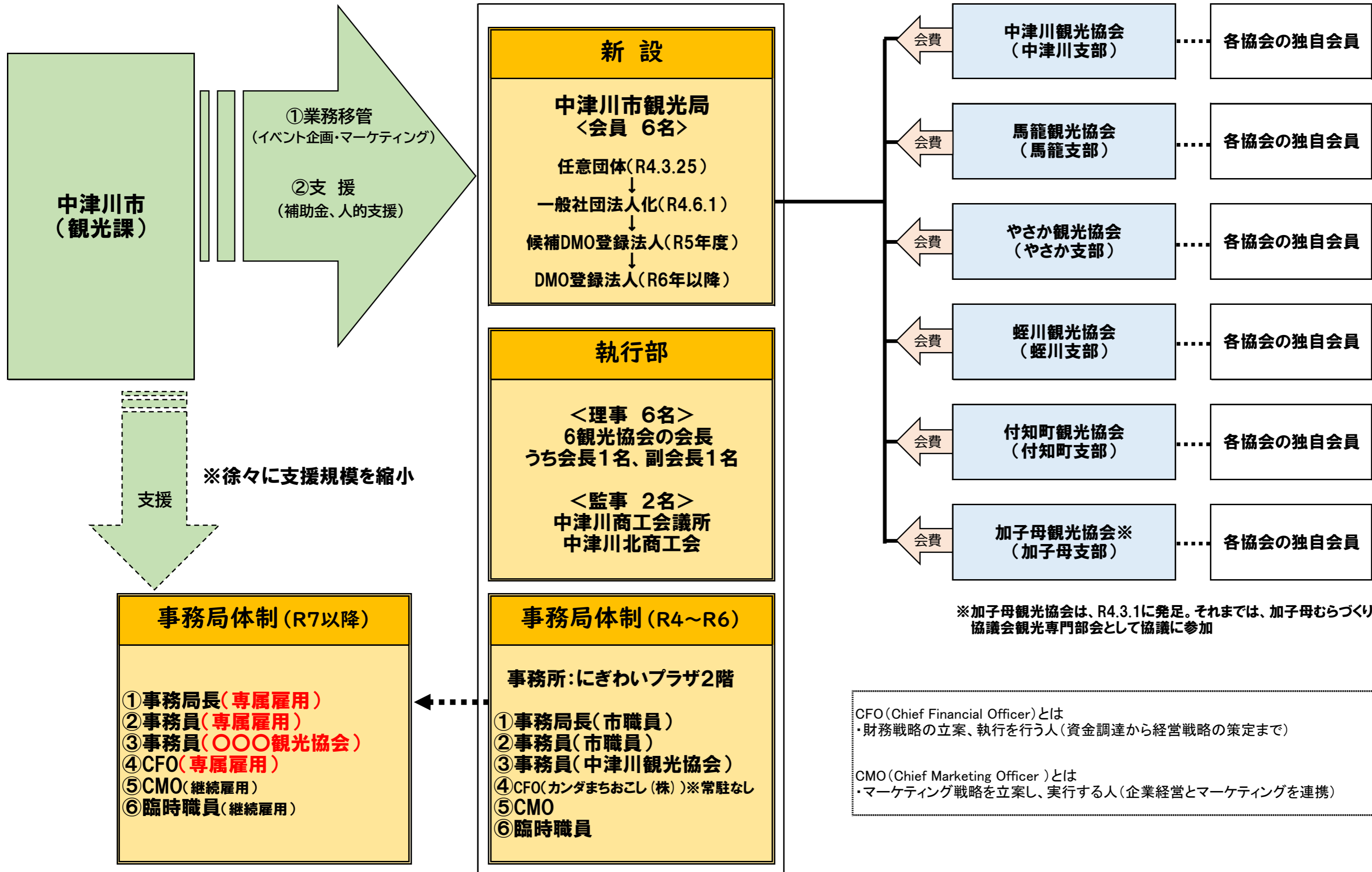
- ① 候補DMOへ登録申請
 - 令和6年1月(予定)
 - ⇒登録の可否 令和6年3月(予定)
 - ※候補DMOに登録されると、3年以内に「登録要件の5つ全てを満たし」DMO登録を行わなければならない。要件を満たさない場合は、候補DMOが取り消される。
- ② 地域の関係者を巻き込んだ合意形成の体制構築(候補DMOの登録要件を満たすため)
 - 令和5年6月～12月
- ③ 観光局内でのコンセンサス、合意形成
 - 令和5年6月～10月

7. DMO(観光局)が担う役割

- ① マネジメント基盤の整備(随時、情報収集を図りながら検証や補正を行う)
 - 1) 関係者ワークショップの実施
 - 2) マーケティング調査の実施
 - 3) データ収集システムの強化と指標を活用した観光動体・分析のレポート作成
 - 4) データ分析に基づく戦略策定、合意形成
- ② 公益的事業の推進
 - 1) 誘客プロモーションの実施(国内外)
 - 2) SNS等を活用した情報発信・デジタルマーケティング
 - 3) 観光に対する意識啓発及び参画意欲の醸成(市民・事業者)
 - 4) 市内連携促進事業(関係人口創出事業)
 - 5) 観光コンテンツの整備
- ③ 収益的事業の推進
 - 1) 特産品等を活用した企画販売
 - 2) 来訪者への課金手法の開発
 - 3) 行政や協議会等からの事業受託
 - 4) 施設の指定管理

一般社団法人中津川市観光局 組織イメージ図

中津川市観光局は、各観光協会を束ねる上部組織です。各観光協会が無くなるわけではなく、これまでと同様の名称、形で存続します。一方で、中津川市観光局の支部でもあるという位置づけです。



候補DMO登録に向けて（1）

- ・DMOへの登録は、観光庁が定める5つ「（1）～（5）」の要件を全て満たす必要がある。
- ・ただし、**候補DMOへの登録は、上記5つの要件のうち、2つ「（1）及び（4）」を満たすことで申請を行うことが出来る。**

【DMO登録の必須要件】

- （1）観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- （2）各種データ等の継続的な収集・分析、データ等に基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- （3）関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション
- （4）観光地域づくり法人の組織
- （5）安定的な運営資金の確保

候補DMO登録に向けて（2）

- ・『（4）観光地域づくり法人の組織』は既に一般社団法人として組織化されていることで要件はクリアしている。
- ・『（1）観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての**多様な関係者の合意形成**』を**図る組織を構築する必要**がある。

【候補DMO登録の必須要件】

（1）観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成

①取締役、理事など観光地域づくり法人の意思決定に関与できる立場で行政、文化、スポーツ、農林漁業、交通等の幅広い分野の関係団体の代表者が参画すること

②**観光地域づくり法人が主導して行政や関係団体をメンバーとするワーキンググループなどの委員会等を設置すること ⇒ この組織を新たに構築する。**

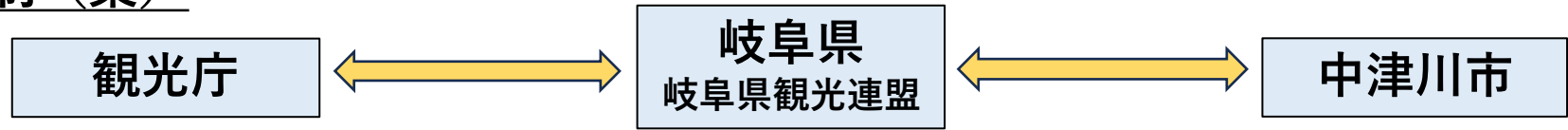
（4）観光地域づくり法人の組織

①法人格を取得していること

②意思決定の仕組みが構築されていること

※観光地域づくり法人の業績について対外的に最終的な責任を負う者が明確化されていること

実施体制 (案)



↑ ↓

- ・補助金の活用
- ・事業連携

↑ ↓

- ・補助金の活用
- ・事業連携

↑ ↓

- ・継続的な補助金の支援
- ・職員派遣
- ・事業連携

一般社団法人中津川市観光局 (観光地域づくり法人 (DMO))

役員

理事 (6名) 監事 (2名)

- ・市内6観光協会の各会長が本局の「理事」
- ・商工団体の各事務局長が「監事」

支部

- ・中津川観光協会
- ・馬籠観光協会
- ・やさか観光協会
- ・加子母観光協会
- ・付知町観光協会
- ・蛭川観光協会

商工団体

- ・中津川商工会議所
- ・中津川北商工会

↓

- ・情報の伝達
- ・照会、協力、連携

支部及び商工団体
延べ会員数 (約3,400)

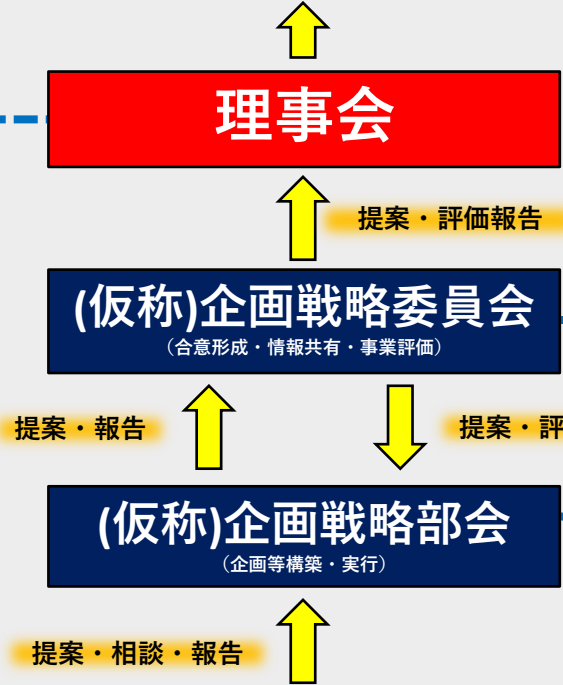
社員総会

理事会

(仮称)企画戦略委員会
(合意形成・情報共有・事業評価)

(仮称)企画戦略部会
(企画等構築・実行)

事務局
(意見集約・企画等構築・実行)



多様な関係者

- ・観光協会
- ・商工団体
- ・宿泊事業者
- ・交通事業者
- ・土産物事業者
- ・文化事業者
- ・農業事業者
- ・林業事業者
- ・金融機関
- ・まちづくり会社
- ・行政

・(仮称)企画戦略部会 (情報発信検討会議)
 ・(仮称)企画戦略部会 (インバウンド観光検討会議)
 ・(仮称)企画戦略部会 (土産物造成会議)
 など、議題や検討課題等に対して会議名及びメンバーを変更して開催

※ () 内はR5.4月時点の会員数

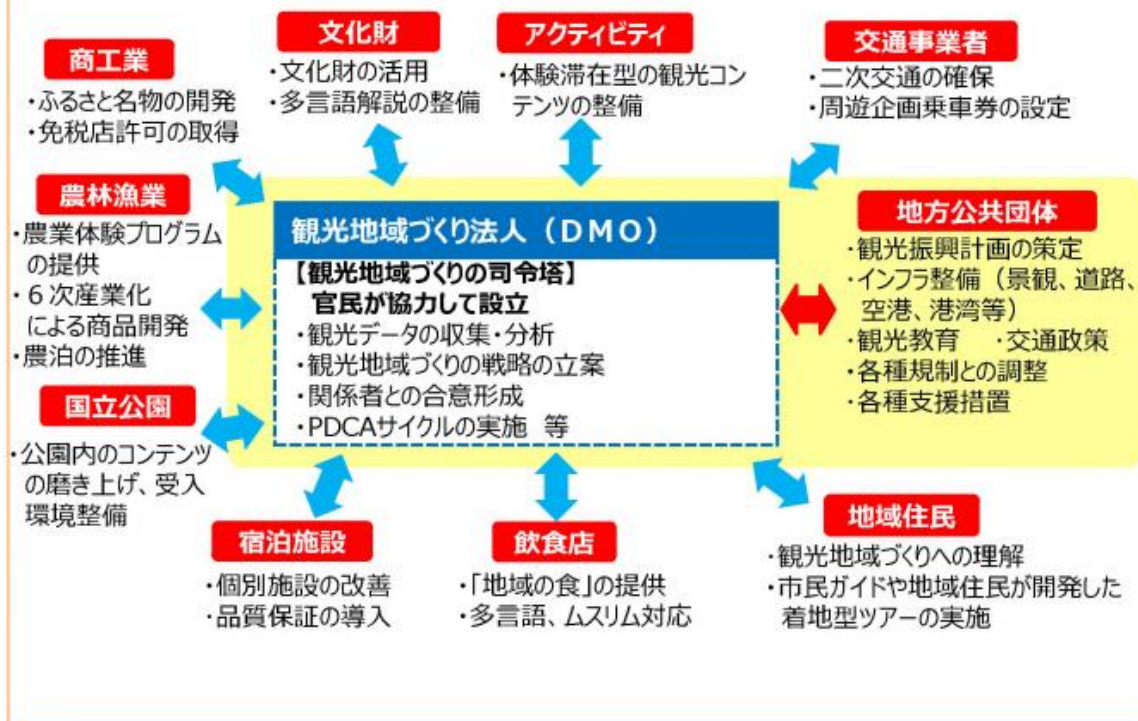
観光庁が示すDMO（多様な関係者）の体制構築図

観光地域づくり法人（DMO）

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人

地域の関係者を巻き込んだ体制の構築

観光地域づくり法人(DMO)を中心とし、地域の関係者が主体的に参画した体制を構築



ターゲティング
等の戦略策定

観光コンテ
ンツの
造成

受入環境の
整備

地方誘客・旅行消費拡大

観光による受益が広く地域にいきわたり、
地域全体を活性化

(仮称) 企画戦略委員会の構成事業者

合計24名 (宿泊事業者・部会長の参加により増減あり)

観光協会	商工団体	「売り」事業者	必須事業者	その他	行政
 中津川観光協会 <small>※中津川市観光局 (会長)</small>	中津川商工会議所	土産物事業者 <small>【中津川菓子組合】</small>	宿泊事業者 <small>【各協会からの代表者】</small>	金融機関 <small>【中津川金融協会】</small>	 中津川市 <small>【理事】</small>
馬籠観光協会	中津川北商工会	土産物事業者 <small>【中津川市道の駅ネットワーク】</small>	交通事業者 <small>【北恵那交通(株)】 ※公共交通会議より</small>	その他 <small>【株式会社まちなかラボ】</small>	中津川市 <small>【商工観光部長】</small>
やさか観光協会		文化事業者 <small>【中津川市文化協会】</small>	交通事業者 <small>【東海旅客鉄道(株) (中津川駅)】 ※公共交通会議より</small>	部会長 <small>※必要に応じ参集</small>	
加子母観光協会		農業事業者 <small>【東美濃農業協同組合】</small>			
付知町観光協会		林業事業者 <small>【加子母森林組合】</small>			
蛭川観光協会					 委員長  副委員長

(仮称) 企画戦略部会の構成団体等

(実務担当者等を主体に事業内容に応じてメンバーを変動)

 関連事業者	 行政	その他（必要に応じ）
〇〇〇事業者	観光課	関連性のある団体 【観光協会、商工団体等】
〇〇〇事業者	関連性のある課	有識者
〇〇〇事業者	関連性のある課	
〇〇〇事業者		

 部会長

 副部会長